建築環境課

目　　　　　　　　　　　　　次

(1) 住環境推進グループ

(2) 建築環境・設備グループ

事　　務　　執　　行　　概　　要

　建築環境課においては、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物のさらなる環境配慮を誘導する施策の推進をはじめ、2025年の大阪・関西万博やその後も見据えた世界に誇れる景観づくり、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のため、所管事務、課の予算・決算事務等の適正な処理に努めた。

予　算　執　行

　　予算の執行にあたっては、地方自治法及び大阪府財務規則その他の関係法令を遵守し、行政効果の向上に常に留意しつつ、下記のとおり適正かつ効率的な予算執行に努めた。

(ｱ)　歳　　　　入

　　当該年度の歳入額は、一般会計4,577万4,575円であり、その内容は次のとおりである。

一般会計

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 収　入　済　額 | 収入比率 | 備　　　　　考 |
| 国庫補助金 | 円  2,148,000 | ％  4.7 | 社会資本整備総合交付金 |
| 手数料 | 31,609,030 | 69.1 | 建築指導事業手数料 |
| 府債 | 12,000,000 | 26.2 | 鉄道駅バリアフリー化設備整備事業債 |
| 雑入 | 17,545 | 0.0 | 職員費にかかる負担金　等 |
| 合 計 | 45,774,575 | 100.0 |  |

(ｲ)　歳　　　　出

　　 当該年度の歳出額は、一般会計2,945万3,272円であり、その内容は次のとおりである。

一般会計

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 執　行　済　額 | 執行比率 | 備　　　　　考 |
| 建築指導費 | 円  29,038,921 | ％  98.6 | 福祉のまちづくり推進事業費  建築物等環境推進事業費　　　等 |
| 建築総務費 | 413,581 | 1.4 | 非常勤作業員雇用に係る経費　等 |
| 一般管理費 | 770 | 0.0 | 職員の赴任に係る経費 |
| 合　　　　計 | 29,453,272 | 100.0 |  |

**住環境推進グループ**

1. 福祉のまちづくりの推進

すべての府民が生きがいをもって生活することができる真に豊かな福祉社会の実現を目指して福祉のまちづくりを推進するため、多数の人が利用する建築物、公園等の都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）と連携して、「大阪府福祉のまちづくり条例」（平成４年10月28日制定、平成５年４月１日施行／令和３年３月29日改正、令和３年10月１日施行（一部令和３年４月１日施行）、以下「福まち条例」という。）に基づき下記の事業を行った。

（１）バリアフリー法と福まち条例の的確な運用

　基準適合義務の課された基準については、バリアフリー法第14条第３項に基づき、福まち条例により対象施設の拡大及び基準の強化を行い、バリアフリー法と福まち条例の基準について一体的に運用を行っている。

　バリアフリー法及び福まち条例にかかる義務基準については、建築確認申請時に建築主事等が審査をしているため、府内特定行政庁等と連携して、バリアフリー法及び福まち条例の適切な運用を図っており、その取り扱いについて設計士、民間確認検査機関や建築主事等から相談を受ける。

（２）「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を活用した取り組み

　バリアフリー法や福まち条例の理念や趣旨及び基準、並びに施設の設計や維持管理の配慮事項等をわかりやすくまとめた「福祉のまちづくり条例ガイドライン」、障がい者等向けに作成した「点字版（建築物等の整備方針の一部を除く）」や「やさしい日本語版（建築物等の整備方針を除く）」を活用し、幅広く周知・啓発することにより福祉のまちづくりを推進する。さらに府民や事業者のご意見をお聞きし、社会情勢の変化、新たに生じる課題や要望に的確に対応するため、適宜追記・見直しを図る。（「福祉のまちづくり条例ガイドライン」を令和５年５月改訂予定）

（３）新設建築物等の事前協議

・建築物の事前協議（条例第40条第１項第１号～第８号）

建築物の事前協議については、福まち条例第40条に基づき市町村が処理した。

府は、福まち条例の取り扱いについて市町村に技術的助言を行った。

　　　　　　＊事前協議件数　　　　令和２年度　　212件

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年度　　214件

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年度　　248件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 用　　途 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
| 集会場 | 55件 | 34件 | 43件 |
| コンビニエンスストア | 13件 | 14件 | 21件 |
| 事務所 | 87件 | 106件 | 132件 |
| サービス業を営む店舗 | 33件 | 35件 | 28件 |
| 工場 | 19件 | 20件 | 19件 |
| 上記以外 | 5件 | 5件 | 5件 |
| 合　　　計 | 212件 | 214件 | 248件 |

　　　　　　　※件数集計は「年度」単位。

【市町村別事前協議件数】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 市　町　村 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
| 大阪市 | 88件 | 92件 | 109件 |
| 堺市 | 19件 | 20件 | 28件 |
| 高槻市 | 3件 | 7件 | 7件 |
| 東大阪市 | 3件 | 7件 | 13件 |
| 豊中市 | 5件 | 7件 | 8件 |
| 上記以外 | 94件 | 81件 | 83件 |
| 合　　　計 | 212件 | 214件 | 248件 |

※件数集計は「年度」単位。

福まち条例第40条に基づき処理した事務に対し、市町村へ事務処理交付金を交付した。

　　　　　　＊事務処理交付金　　　令和２年度　2,401,000円

令和３年度　2,465,000円

令和４年度　2,552,000円

　　（※要綱に基づき、毎年度、前年度の１月～当該年度の12月分について交付。

ただし要綱改正（平成27年４月１日施行）により、平成27年度より新たに

事務費、固定経費及び初期的経費について措置を行っている。）

②開発に伴い新設される公園・道路等に係る事前協議等（福まち条例第40条第９項～第14項）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
| 公園 | 16件 | 19件 | 20件 |
| 道路（歩道） | 4件 | 1件 | 0件 |
| その他 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 合　　計 | 20件 | 20件 | 20件 |

※件数集計は「年度」単位。

（４）既存建築物の定期報告

改善計画の届出をふまえ、定期報告の要請を行った。

　　　　　　定期報告要請件数　　 令和２年度　1,613件（施設数）

令和３年度　1,713件（施設数）

令和４年度　1,448件（施設数）

定期報告の対象総数と完了状況（令和４年度末時点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 定期報告対象総数 | | |
|  | うち“撤去廃業等” | うち“完了” |
| 9,307棟 | 3,321棟 | 2,481棟 |

（５）バリアフリー法第17条に基づく認定

バリアフリー法第17条に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に適合した建築物の認定　を行った。

　　　　　バリアフリー法第17条に基づく認定件数　令和２年度　10件

令和３年度　11件

令和４年度　12件

（６）市町村施設の改善状況の把握

　　既存の市町村施設の計画的な改善について、各市町村（大阪市を除く）に要請を行うとともに、その改善状況の把握を行った。

主な部位別改善状況の把握（学校、共同住宅等を除く）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建　物　用　途 | 施設数 | 適合施設数 | 適合率 |
| 官公庁舎 | 1758 | 1032 | 59% |
| 消防署 | 287 | 148 | 52% |
| 集会所・公民館 | 4190 | 2125 | 51% |
| 福祉施設 | 1613 | 963 | 60% |
| 医療施設 | 276 | 187 | 68% |
| 図書館・博物館等 | 663 | 441 | 67% |
| スポーツ施設 | 971 | 479 | 49% |
| 市民ホール等 | 442 | 279 | 63% |
| その他の施設 | 3137 | 1831 | 58% |

（７）面的・一体的なバリアフリー化の促進

バリアフリー法や「大阪府バリアフリー基本構想作成指針」に基づき、市町村・各事業者等の関係者に対し情報提供・助言を行い、面的・一体的なバリアフリー化の促進を図った。

・バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進

基本構想を作成する市町村に対し、作成の進め方・事業手法・補助制度等の情報提供や

助言等を行い、基本構想作成の促進を行った。

　　　　　基本構想の作成

・令和４年度作成分 　　　 新規１地区

（平成13～令和３年度作成済 　　136地区（32市１町））

（８）大阪府福祉のまちづくり審議会及び大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会の開催

福まち条例を実効あるものとし、福祉のまちづくりの円滑な推進を図るため、大阪府福祉のまちづくり審議会及び大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会を開催した。

・第12回大阪府福祉のまちづくり審議会

開催日　　令和５年３月16日

議題　　　・「重度の障害、介助者等への対応」「小規模店舗のバリアフリー化」等に

係る建築設計標準の改正を踏まえた大阪府福祉のまちづくり条例ガイ

ドラインの改訂について

・今後の検討項目について

　　　　　・報告事項

　　　　・第22回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会

　　　　　　開催日　　令和４年11月17日

議題　　　・「重度の障害、介助者等への対応」「小規模店舗のバリアフリー化」等に

係る建築設計標準の改正を踏まえた大阪府福祉のまちづくり条例ガイ

ドラインの改訂について

　　　　　・報告事項

　　　　・第23回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会

　　　　　　開催日　　令和４年12月21日

議題　　　・「重度の障害、介助者等への対応」「小規模店舗のバリアフリー化」等に

係る建築設計標準の改正を踏まえた大阪府福祉のまちづくり条例ガイ

ドラインの改訂について（第22回部会の意見を踏まえた修正）

　　　　　・報告事項

　　　　・第24回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会

　　　　　　開催日　　令和５年１月30日

議題　　　・「重度の障害、介助者等への対応」「小規模店舗のバリアフリー化」等に

係る建築設計標準の改正を踏まえた大阪府福祉のまちづくり条例ガイ

ドラインの改訂について（第23回部会の意見を踏まえた修正）

　　　　　・報告事項

（９）福祉のまちづくりの周知・啓発等

研修会等及びホームページを活用した福祉のまちづくりの周知・啓発を行った。

・各種事業者団体、法人への周知・啓発

・市町村担当者との意見交換

・ホームページにおいての周知・啓発・情報提供

（10）鉄道駅バリアフリー化整備

既存駅舎にエレベーターを整備する事業者に補助金を交付し、鉄道駅のバリアフリー化の推進を図った。また、大阪・関西万博の開催を見据え、大阪環状線内の乗換え駅を中心に、バリアフリールートの複数化など更なる推進を図るとともに、それ以外の駅についても地域の実情に応じたバリアフリー化の推進を図る。

　　　　　　＊令和４年度の補助実施駅　　　　　　２駅

２．良好な景観形成の推進

美しい景観づくりを推進するため、景観法及び大阪府景観条例（以下「景観条例」という。）に基づく届出、大阪府屋外広告物条例（以下「屋広条例」という。）に基づく屋外広告業の登録及び屋外広告物の許可･指導並びに違法広告物の撤去等の事務を行なった。

　また、都市景観への意識を高めるため、建築関係団体及び大阪市と共催の「大阪都市景観建築賞」により優れた建物やまちなみを表彰したほか、過去の表彰物件を観光資源として活かすため、大阪ミュージアムと連携する情報発信に取り組んだ。

その他、良好な市街地の形成のため、建基法に基づく建築協定制度の認可事務等や、都計法に基づく地区計画制度の指導を行なった。

（ⅰ）美しい景観づくりの推進

（１）景観法及び景観条例の施行

①　届出制度による規制･誘導

景観形成上重要な地域における景観づくりを推進していくため、「大阪府景観計画」等

により建築物等の景観誘導を行なった。

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 届出受理件数 |
| 令和２年度 | 46件 |
| 令和３年度 | 35件 |
| 令和４年度 | 21件 |

②　景観法及び景観条例事務の市町村への権限移譲

府の権限移譲実施計画に基づき、景観法及び景観条例事務を移譲している池田市他２市に対して事務移譲交付金を支払った。

※令和４年度届出受理件数21件のうち３件が市町村の移譲事務

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 事務移譲件数 | 交付金 |
| 令和２年度 | ６件 | 107,000円 |
| 令和３年度 | ３件 | 101,000円 |
| 令和４年度 | ３件 | 91,000円 |

　（２）大阪府景観審議会の開催

　　　大阪府の景観形成における重要事項等の調査審議を行うため、大阪府景観審議会を開催した。

令和４年７月14日　第１回公共事業アドバイス部会

・公共事業における景観面でのPDCAサイクルについて

７月19日　第１回景観ビジョン推進部会

・第３回ビュースポットおおさかの選定について

８月26日　第１回大阪府景観審議会

・ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクトについて

・公共事業における景観面でのPDCAサイクル制度について

・今後の取組みについて

令和５年１月５日　第２回公共事業アドバイス部会

・公共事業における景観面でのPDCAサイクルについて

令和５年３月６日　第３回公共事業アドバイス部会

・公共事業における景観面でのPDCAサイクルについて

（３）屋外広告物法（以下「屋広法」という。）及び屋広条例の施行

①屋外広告業の届出及び登録並びに屋外広告物の許可等

　　　　　　良好な景観の形成・風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、屋広条例に基づき、屋外広告業の届出及び登録に関する事務を行なうとともに、屋外広告物の掲出について規制を行なった。

また、屋広法及び屋広条例に基づき街路樹や道路柵などに違法に掲出されたはり紙や立看板等の簡易除却を行なった。

1. 屋外広告物の許可等申請手数料

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 手数料 |
| 令和２年度 | 5,976,750円 |
| 令和３年度 | 5,724,850円 |
| 令和４年度 | 6,232,300円 |

1. 屋外広告業の登録手数料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 手数料 | 備考 |
| 令和２年度 | 2,190,000円 | うち新規　1,090,000円 |
| 令和３年度 | 5,720,000円 | うち新規　1,120,000円 |
| 令和４年度 | 4,240,000円 | うち新規　1,000,000円 |

（ウ）交付金（簡易除却）執行済額

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 交付金執行済額 |
| 令和２年度 | 6,800,000円 |
| 令和３年度 | 6,800,000円 |
| 令和４年度 | 6,800,000円 |

　　（エ）屋外広告業の登録件数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 登録件数 | 備考 |
| 令和２年度 | 219件 | うち新規109件 |
| 令和３年度 | 572件 | うち新規112件 |
| 令和４年度 | 424件 | うち新規100件 |

（オ）許可事務取扱件数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 許可件数 | 実掲件数 |
| 令和２年度 | 495件 | 3,037件 |
| 令和３年度 | 496件 | 2,475件 |
| 令和４年度 | 534件 | 3,052件 |

（カ）違法屋外広告物撤去件数

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 撤去件数 |
| 令和２年度 | 2,618件 |
| 令和３年度 | 1,915件 |
| 令和４年度 | 1,469件 |

②違法屋外広告物クリーンキャンペーンの実施

屋外広告物についての府民啓発のため違法屋外広告物をなくすためのキャンペーンを実施した。

（ア）実施時期　　令和４年６月、10月

（イ）実施方法　　府土木事務所、府内市町村、各種団体が中心となって違法屋外広告物の一斉撤去を実施した。

③違法屋外広告物の推進体制の整備等

違法屋外広告物対策を推進するため、違法屋外広告物等対策大阪府内連絡会を通じ、府と市町村間相互の連携強化を図った。

また、市町村に対して違法屋外広告物を住民団体等が主体的に除却できる制度の普及啓発を行った。

④屋外広告物許可事務等及び措置命令等事務の市町への権限移譲

府の権限移譲実施計画に基づき、市町村へ許可事務権限の移譲を行い、移譲した計29市町を対象に、権限移譲交付金を交付した。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 許可件数 | 交付金 |
| 令和２年度 | 3,226件 | 897,000円 |
| 令和３年度 | 3,299件 | 761,000円 |
| 令和４年度 | 3,356件 | 768,000円 |

（４）ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト

世界に誇れる個性豊かで多彩な大阪の魅力ある景観を眺めることのできる場所（ビュースポット）を広く一般からの募集により発掘するため、「ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト」の募集・選定を実施した。

○第３回ビュースポットおおさかの募集

令和４年１月31日から令和４年５月６日までを募集期間として、応募のあった209件の中から26か所を選定し、これまでとあわせて計80か所となりました。

　　　○周遊促進事業の実施

令和４年11月23日から令和５年２月17日まで、これまでに選定した80か所を対象に、ビュースポットおおさか景観フォトラリーを実施した。

（５）景観づくり推進の取組み

1. 大阪府景観形成誘導推進協議会

府及び府内市町村で構成する「大阪府景観形成誘導推進協議会」において、府及び府内市町村が行う景観形成および保全のための規制、事業、方針等の立案など景観行政に関して、相互の理解と把握、および協力、調整を行なうため、施策の調査・研究、情報交換、協議等を行った。

1. 大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）

府、大阪市、（公社）大阪府建築士会、（一社）大阪府建築士事務所協会、（公社）日本建築家協会近畿支部大阪地域会、（一社）日本建築協会の共催により、周辺環境の向上に資し、景観上優れた建築物やまちなみを表彰することによって、個性と風格のある都市景観の形成に寄与するとともに、都市景観に対する意識の高揚を図った。

　　　③　大阪美しい景観づくり推進会議

府民、事業者、行政の協働により、大阪の豊かで世界に誇れる美しい景観づくりを府民運動として展開することを目的に、美しい景観づくりの啓発及び普及、美しい景観づくりに関する情報交換等を行った。

（ⅱ）良好な市街地の形成・建基法の施行

1. 建築協定の認可等（建基法第69条等）

地域住民による良好なまちづくりの一環として、建基法第四章の規定による建築協定の締結を指導し、建基法第70条及び第74条に基づく申請の認可事務を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 認可件数 |
| 令和２年度 | ３地区　853区画 |
| 令和３年度 | ３地区　689区画 |
| 令和４年度 | １地区　178区画 |

また、建築協定の円滑な運営を支援するとともに、普及・啓発を通じて、良好なまちづくりを推進するため、府内の建築協定地区から成る「大阪府建築協定地区連絡協議会」の運営を支援した。

３．「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の推進

府民が安心して住宅リフォームを行うことができる環境の整備を図るため、大阪府が指定した非営利団体（マイスター登録団体）が、一定の基準を満たす住宅リフォーム事業者（マイスター事業者）を府民の依頼に応じて案内・紹介する「大阪府住宅リフォームマイスター制度」を推進した。

　　（令和４年度の取組み）

　　　　・マイスター登録団体・マイスター事業者の知識の向上と当制度に対する理解の促進のために、研修会を実施

　　　　（令和５年３月31日現在） マイスター登録団体　 　 16団体

マイスター事業者　　　 129事業者

**建築環境・設備グループ**

１．建築物の環境配慮制度

建築物の総合的な環境配慮を促進するため、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「気候変動対策条例」という。）（平成18年４月１日施行）に基づき、建築物環境計画書の届出を求める建築物環境配慮制度の運用及び制度の周知を行った。

そのひとつとして、評価基準・手法の拡充、見直し等、建築物環境配慮制度の普及、推進について検討する「大阪府建築物環境配慮制度に関する検討会」を開催するとともに、顕彰制度である「おおさか環境にやさしい建築賞」を実施した。

また、環境農林水産部で実施している「おおさかストップ温暖化賞（令和３年度より「おおさか気候変動対策賞」に名称変更」の特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）を令和元年度に創設し、建築物におけるヒートアイランド現象の緩和に関し、他の模範となる特に優れた取組みを行った建築主及び設計者を表彰した（表彰建築物６件）。

さらに、国において、2025年には、すべての住宅について一定基準以上、 2030年にはZEHレベルの省エネ性能が義務付けされることを踏まえ、気候変動対策条例(大阪府温暖化防止等に関する条例から名称変更)の改正により建築士から建築主への住宅・建築物における省エネの情報提供に関する努力義務化するとともに、住宅の省エネ基準適合義務化の啓発ツールとして「待ったなし！省エネ住宅」を作成し、普及啓発に取り組んだ。

（１）建築物環境計画書の届出書の受理件数（延べ面積2,000㎡以上の新築、増築） 及び建築物の環境性能表示届出件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 届出の受理 | | | 表示届 |
| 計画書 | 変更届 | 完了届 |
| 令和２年度 | 158件 | 31件 | 106件 | 8件 |
| 令和３年度 | 138件 | 36件 | 96件 | 7件 |
| 令和４年度 | 180件 | 33件 | 106件 | 6件 |

（２）建築物環境配慮制度の周知

①「おおさか環境にやさしい建築講演会」の実施

令和４年１月20日に、「おおさか環境にやさしい建築講演会(表彰式、基調講演及び受賞者によるプレゼンテーション)」を実施した。

|  |  |
| --- | --- |
| 賞の名称 | 件数 |
| 大阪府知事賞 | １ |
| 大阪市長賞 | １ |
| 住宅部門賞 | ２ |
| 事務所部門賞 | ３ |
| 商業施設その他部門賞 | ３ |

1. 表彰作品パンフレット「令和４年度おおさか環境にやさしい建築表彰作品集」の配布

環境に配慮した建築物の規範となる優れた事例を示し、建築物の環境配慮制度を周知するため、表彰式に併せ、大阪府・大阪市により監修し、（公社）大阪府建築士会、（公財）大阪都市整備推進センター、（一財）大阪建築防災センター、（一社）大阪府建築士事務所協会、（一財）日本建築センター、（一財）日本建築総合試験所、（一社）不動産協会関西支部、近畿建築確認検査協会の協力によりパンフレット（1,200部発行）を作成し配布した。

1. おおさか環境にやさしい建築賞表彰建築物現地見学会の実施

行政担当者向け現地見学会を令和４年８月17日に「守口市立さくら小学校」、同年12月５日に「大浜体育館・大浜武道館」で開催し、府民向け現地見学会を同年11月１日「東大阪市文化創造館」で開催するなど、計３回実施した。

（３）大阪府建築物環境配慮制度に関する検討会の開催

検討会を５回開催し、建築物環境配慮制度の普及、推進のための検討を行った。

（４）事務移譲に伴う交付金の交付

気候変動対策条例に基づく堺市への事務移譲に伴う交付金を交付した。

令和２年度　 1,174,000円

令和３年度　 840,000円

令和４年度　 1,084,000円

　　　　　（大阪版地方分権推進制度実施要綱に基づき、当該年度の事務処理件数分について交付）

【事務処理件数】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 届出の受理 | | | | | 公表 |
| 計画書 | 変更届 | 取止め届 | 完了届 | 表示届 |
| 令和２年度 | 39件 | 6件 | 0件 | 18件 | 3件 | 66件 |
| 令和３年度 | 28件 | 12件 | 0件 | 20件 | 2件 | 62件 |
| 令和４年度 | 40件 | 1件 | 0件 | 24件 | 0件 | 65件 |

２．浄化槽法に基づく浄化槽の設置届等の審査（設備）

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする「浄化槽法」に基づき、浄化槽の設置届の審査及び浄化槽工事業の登録申請に伴う登録、特例届の受理等を行った。

（１）浄化槽の設置届出等の処理状況

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 届出件数 |
| 令和２年度 | 144件 |
| 令和３年度 | 104件 |
| 令和４年度 | 129件 |

（２）浄化槽工事の登録申請等の処理状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 登録 | 更新  登録 | 特例届 | 変　更　届 | | 登録簿  閲　覧 | 登録簿  謄本  交付 | 廃　業　届 | |
| 登録 | 特例 | 登録 | 特例 |
| 令和２年度 | 0件 | 1件 | 3件 | 0件 | 43件 | 0件 | 0件 | 0件 | 3件 |
| 令和３年度 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 38件 | 0件 | 0件 | 2件 | 0件 |
| 令和４年度 | 1件 | 1件 | 5件 | 0件 | 42件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
| 浄化槽工事業者登録手数料  （更新登録を含む） | 59,000円※ | 0円※ | 59,000円 |

※令和3年度の登録1件について、手数料の受領（33,000円）は令和2年度（令和3年3月30日）

３．建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）に関する対応

（１）建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（平成28年４月１日施行）

建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 受理件数 | 手数料 |
| 令和２年度 | 0件 | 0円 |
| 令和３年度 | 1件 | 5,600円 |
| 令和４年度 | 56件 | 313,600円 |

（２）建築物のエネルギー消費性能の認定（平成28年４月１日施行）

建築物省エネ法に基づく建築物のエネルギー消費性能の認定

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 受理件数 |
| 令和２年度 | 0件 |
| 令和３年度 | 0件 |
| 令和４年度 | 0件 |

（３）建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査について（平成29年４月１日施行）

建築物省エネ法に基づく、建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうか（建築物消費性能適合性判定等）の審査

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 受理件数 | 手数料 |
| 令和２年度 | 1件 | 269,000円 |
| 令和３年度 | 4件 | 591,900円 |
| 令和４年度 | 7件 | 1,122,300円 |

（４）建築物省エネ法に基づく届出（H29.４.１施行）

建築物省エネ法に基づく届出書の受理、確認等

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 受理件数 |
| 令和２年度 | 262件 |
| 令和３年度 | 171件 |
| 令和４年度 | 166件 |

４．低炭素建築物の認定に関する対応

　「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年12月４日施行）に基づく低炭素建築物について認定等を行った。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 受理件数 | 手数料 |
| 令和２年度 | 56件 | 309,200円 |
| 令和３年度 | 83件 | 458,200円 |
| 令和４年度 | 874件※ | 1,310,200円 |

　　　　※令和4年度は共同住宅4棟753件を含む

５．長期優良住宅の普及の促進

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、申請者が作成する住宅の建築及び維持保全に関する「長期優良住宅建築等計画」に対して、認定等を行った。

【根拠法令：長期優良住宅の普及の促進に関する法律】

認定等実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 建築等計画認定 | 建築等計画変更認定 | 地位承継の承認 |
| 令和２年度 | 1,114戸 | 154戸 | 9戸 |
| 手数料 | 10,826,300円 | 237,900円 | 13,500円 |
| 令和３年度 | 1,276戸 | 172戸 | 18戸 |
| 手数料 | 12,615,500円 | 421,280円 | 28,500円 |
| 令和４年度 | 1,372戸 | 211戸 | 21戸 |
| 手数料 | 17,953,000円 | 335,580円 | 30,000円 |

　　長期優良住宅の普及の促進に関する法律の法改正により、建築行為を伴わない既存住宅の認定手続きが追加されたことに伴い、大阪府建築都市行政事務手数料条例（認定手数料）及び大阪府長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（認定申請に必要な知事が求める図書等）の改正を行った。また、同法第６条第１項第４号に掲げる自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準への適合についての審査基準を策定した。

６．住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修事業）等の推進

　　アスベストによる被害の未然防止を図るため、国庫補助事業である住宅・建築物安全ストック

形成事業（アスベスト改修事業）を活用し、アスベスト含有調査・除去等を進めるなど、建築物

のアスベスト対策を促進した。

また、全国知事会と連携して、新たな補助制度の創設を含め、総合的なアスベスト対策が行われるよう国に働きかけた。

令和２年度　９市にて、含有調査10棟・除去等２棟を実施

令和３年度　５市にて、含有調査５棟・除去等１棟を実施

　　　　　　１市がデータベース作成に着手

令和４年度　６市町にて、含有調査５棟・除去等５棟を実施

　　　　　　１市がデータベースを継続して作成中

７．優良建築物等整備事業等の推進

　土地の合理的利用、市街地環境の向上、市街地での優良な住宅の供給等を総合的に促進する

ため、一定の条件を満たす民間等の任意の再開発事業に対する国庫補助事業である優良建築物等

整備事業等に対して、指導、助言を行った。